

○富士見市環境審議会規則

平成14年4月22日

規則第33号

改正 平成19年3月30日規則第24号

平成23年3月31日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士見市環境基本条例（平成14年条例第31号）第27条の規定に基づき、富士見市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、自治振興部環境課において処理する。

(平19規則24・平23規則12・一部改正)

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年5月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第24号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第12号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。